

# 相続に関する基礎知識

平成 30 年 6 月 社会福祉士 A

問題発生時、ネット検索や専門家に相談すれば知ることが出来ますが、基礎的な知識を持った上で検索・相談の方がより理解を深め易いと思ひ、終活に備えて皆様方のご関心が多いと思われる『相続』についての基礎的な知識を簡単に紹介させていただきます。

説明は、相続をさせる皆様へのお話と相続する側にも必要な知識を纏めて見ました。

相続と云うと財産を引き継ぐのですが、財産には不動産・預貯金・有価証券・貴金属品などの**正の財産**と**借金**などの**負の財産**も合わせて引き継ぐことを最初に理解しておいて下さい。負の財産が多い場合は、相続人は、**相続放棄**（3か月以内）が出来ます。

また、民法で云う**相続財産**とは、**生存中に成した財産**を云い、**死亡により得た財産**である**死亡保険金・死亡退職金**は、受取人が受け取る事になり**相続財産になりませんが、高額であるなどのケースによっては「特別受益」とみなされて相続財産に含めるケース**もあります。全く**相続の対象にならない財産は、祭祀財産**（家系図、仏像、墓碑、等）です。

## 1. 相続の方法

- ① **法定相続**：民法で決められた人が決められた分だけ貰う相続。
- ② **遺言書による相続**。
- ③ **分割協議書による相続**：相続人全員で協議して遺産の分割方法を決める相続。

## 2. 法定相続人と相続割合

法定相続人とは、法律で定められた遺産相続を受ける権利を持つ方を云います。

それには相続順位が有ります。（遺言書が無い場合等に適用されます）

### ① 第一順位：配偶者とその子ども。

子どもが死亡している場合は、その子ども（孫）が、相続できます。それを『**代襲相続**』と云います。（**配偶者は、常に相続権があります**）

相続割合は、配偶者が 1/2、残り 1/2 を子どもの人数で均等に分けます。

### ② 第二順位：子どもが居ないまたは死亡していて孫も居ない場合は、**父母**。父母も死去している場合は、**祖父母**ですが、普通は有りにくいケースですね。

相続割合は、配偶者が 2/3、父母（祖父母） 1/3 となります。

### ③ 第三順位：子ども無く、父母・祖父母も死亡している場合は、**兄弟姉妹**。

相続割合は、配偶者が 3/4、兄弟姉妹が 1/4 を人数で均等に分けます。

尚、兄弟姉妹が相続する場合は、死亡して居る兄弟姉妹の子ども（甥・姪）も相続することが出来ます。その場合は、兄弟姉妹の父母が受け取る相続額をその子どもの人数で均等に分けます。

#### ④ その他の相続権者

- イ) **異母・異父兄弟**：異母・異父の兄弟姉妹は、同母・同父の兄弟姉妹の法定相続割合の1/2を相続できます。
- ロ) **養子**：養子縁組されている場合は、第一順位の子として実子と同じ相続割合を相続できます。 養子縁組されていない場合は、相続できません。
- ハ) **前妻や前夫の子**：実子であれば相続権が有り、第一順位の子として実子と同じ相続割合を相続できます。
- ニ) **非嫡出子**：認知されていれば相続権が有り、第一順位の子として実子と同じ相続割合を相続できます。 (生前認知していなければ、後で述べる遺言書で認知をすることも可能です)

尚、**内縁の夫・妻**は、法律上の夫婦と見做されないため**相続権は、有りません**。  
従って、相続をさせたい場合は、遺言書を作成しておく必要があります。

### 3. 相続人が居ない場合

家庭裁判所が、相続財産管理人（普通は、弁護士）を選定し、一定期間の必要な手続きを経た後に国庫に入ることになります。

従って、この様な事になることを望まれない場合は、寄付などについてのご本人の意思を遺言書として作成しておく必要があります。

### 4. 遺言書

遺言書には、『**自筆遺言書**』と『**公正証書遺言書**』の二種類があります。  
法定相続に基づかず法定相続割合を変更したい時や寄付や法定相続人以外でお世話になった人（内縁の夫や妻、等）へ遺産相続をさせたい場合に、生前にご自身の意志を示しておくために作成します。

尚、作成に当たっては、後で相続人間で揉めない様に**遺留分**（5に記載）についての配慮をしておく事が大切です。

#### ・自筆遺言書

法的に効力のある自筆遺言書は、下記の条件を備えておく必要があります。一つでも欠けると法的には無効になります。

- ① すべて手書きで本人が書く。
- ② 作成年月日を記入する。
- ③ 署名をして捺印する。(印は、必ずしも実印である必要はありません)

#### ・公正証書遺言書

自身で遺言書を作成するのに不安な場合には、公証人役場で公証人にご自身の意志を伝えて作成してもらうことも可能です。

但し、この場合、費用が掛かる事とご自身と証人1名が、公証人役場へ出向く必要

があります。(どうしても出向けない場合は、訪問して頂くということも可能です)  
しかし、専門家が立ち会い、作成するので法的には無効になる事は有りません。

## 5. 遺留分について

遺言書を定めたからと云ってその通りに執行されるとは限らないケースが有ります。遺言書で相続より排除されていたり、相続額が異常に少ない場合は、該当の相続人が申し立てれば、最低でも該当の相続人が、法定相続で本来相続するであろう相続額の半分程度は貰える権利が有ります。それを**遺留分**と云います。

簡単に説明しましたが、実際の遺留分の計算は複雑です。

尚、遺留分の請求は、相続を知った日から1年以内に行う事が必要です。

## 6. 遺産分割協議書

相続人全員が協議して遺産配分を決めるので、一見良い方法ですが、中々まとまりにくい方法です。

決まった配分については、一定の書式にのっとり遺産分割協議書を作成し、相続人全員の署名・捺印(実印)が必要です。

## 7. 相続税

最後に相続に掛かる税金について説明しておきます。

これを参考にご自分の場合、相続税が掛かるかどうか確認して見て下さい。

**\*基礎控除額・・・3千万円+600万円 X 法定相続人数**

**\*死亡保険金・退職金が、相続財産となった場合**

**法定相続人数 X 500万円までは非課税となります。**

### (参考) 相続税の節税例

#### ① 生前贈与

相続予定の人に生前に財産を贈与する事。毎年一人当たり110万円の贈与税の基礎控除を利用する。

#### ② 不動産の購入

不動産は、遺産の評価額を8割程度下げることが出来ます。購入した不動産を賃貸に出すと更に評価額を2~4割下げてもらえます。

但し、全てを不動産にしてしまうと相続税(現金支払い)が払えなくなるので、相続税を支払うことが出来る現金を残しておく必要があります。

以 上